

# 2025年度 緑・芸術文化活動支援事業 支援対象イベント募集

緑区内で文化イベントを開催しませんか？  
区役所が開催を支援します！

支援  
内容

- ◆ 緑区内公共施設の優先予約  
みどりアートパーク、緑公会堂等
- ◆ 区内での広報・PR
- ◆ 経費の一部助成
- ◆ 緑区名義（共催・後援）の使用



申込受付  
期間

イベント実施時期	申込期間
2025年度上半期（2025年4月1日～2025年9月30日）に実施するイベント	<b>【受付終了】</b>
2025年度下半期（2025年10月1日～2026年3月31日）に実施するイベント	2024年6月12日（水）～ 2025年1月10日（金）

申請・  
問合せ

緑区役所地域振興課生涯学習支援係（区役所4階41番窓口）  
〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地  
電話：045-930-2236  
メール：md-gakushu@city.yokohama.jp



- ◆ 申請書は緑区役所ホームページからダウンロード可能です。緑区地域振興課（区役所4階41番窓口）、緑区市民活動支援センターみどりーむでも配布します。



<緑区役所HP>

# 募集要項

## 募集対象のイベント

次の項目をすべて満たす文化イベント（芸術文化振興事業） ※書類審査あり  
文化イベントの例：音楽・美術・演劇・芸能などのコンサート、展示、ワークショップ 等

- (1) 2025年4月1日から2026年3月31日までに実施する事業であること
- (2) 緑区内を主たる会場とした芸術文化振興事業であること
- (3) 公益的な事業であり、緑区民の芸術文化活動の発表、交流、育成を目的とし、参加の機会が広く緑区民に開かれている事業であること
- (4) 主催団体は3名以上の構成員から成ること
- (5) 団体の構成員、会員の親睦や交流を主たる目的とする事業でないこと
- (6) 主催団体の設立趣旨、活動内容、役員体制など団体の存在が明確であり、自主的に事業を実施できる体制が確立されていること
- (7) 日程、内容等が具体化しており、実現性のある事業であること
- (8) 営利を目的としない事業であること
- (9) 政治活動や宗教活動に関する事業でないこと
- (10) 公序良俗に反しない事業であること
- (11) 補助金の交付を申請する事業にあっては、3頁の「補助金の交付対象となる事業」のいずれかの規定を満たしていること

## 緑区役所による支援内容

### 1 緑区内公共施設の優先予約

緑区内の公共施設を会場としてイベントを実施する場合、施設の利用予約を優先的に行うことができます。（施設や実施日によっては予約できない場合がありますのでご了承ください。）

### 2 広報・PR

- ・広報よこはま緑区版への掲載（当該月の原稿スペースにより掲載できない場合があります。）
- ・区役所におけるチラシ配架、緑区ホームページ等への掲載

### 3 緑区の名義使用

申請のうえ、緑区の名義（共催または後援）を使用することができます。

なお、イベントの実施に関するチラシ、ポスター、プログラム等の配布物に「緑・芸術文化活動支援事業」と明記することとします。

<申請可能な名義について>

共催名義	補助金交付対象のイベント
後援名義	上記以外のイベント

#### 4 経費の一部助成（補助金の交付）

##### （1）補助金の交付対象となる事業

次の1～4のいずれかにあてはまる事業を主催する団体は、**各部門3回まで**に限り、経費の一部補助を受けることができます。

**ただし、2,500円を超える入場料・参加料等を徴収して事業を実施する場合は補助金交付対象外となります。（※複数の料金設定がある場合は一番高い料金で判断）**

	補助金の交付対象となる事業	補助金交付金額上限
1	子育て支援・次世代育成の視点で、主に子ども（乳幼児から小・中学生、高校生まで）を対象とした、参加体験や普及を目的とする芸術文化事業 <例>・0歳児から親子で鑑賞できる公演等 ・小学生や中学生等を対象とした音楽やアート制作の体験ワークショップ	補助金対象経費の1/2かつ10万円
2	インクルージョンの視点で、共生社会の実現を目指し、障害の有無や国籍、性別などの様々な違いに関わらず参加できる芸術文化事業 <例>障害の有無に関わらず誰もが参加しやすい環境を整えた体験ワークショップ	補助金対象経費の1/2かつ10万円
3	緑区内で自主的に活動する複数（3団体以上）のアマチュア等グループが合同で運営に携わり、相互の交流の促進を目的とする芸術文化事業 <例>区内で活動するサークル・団体による合同演奏会・発表会等で、各団体が単に出演をするだけでなく運営にも参加しているもの	補助金対象経費の1/2かつ20万円
4	新進芸術家の育成及び活躍の場の提供を目的とする芸術文化事業 ※新進芸術家とは「18歳（高校卒業程度）以上39歳以下で現在芸術活動中の芸術家」のことを指します。 ※対象者（出演者・作品出品者等）の一部のみが新進芸術家とする事業は交付対象外とします。 <例>・若手アーティストを対象としたオーディション・コンペ形式等の公演、及びその入賞者等による受賞記念公演 ・若手アーティストが出演する公演で、次世代への橋渡しとなるワークショップや交流事業等を合わせて実施するもの	補助金対象経費の1/2かつ30万円

※**同一年度における補助金交付回数は、各団体1回まで**とします。また、上記の1～4のいずれか**1つのみを選択してください（重複しての補助金交付申請はできません）**。

※補助金の交付対象となる事業は、審査会にて提案内容に関する審査を行い、緑区の予算の範囲内でより適切な補助金交付額を決定しますので、**申請金額を下回る金額の交付となる場合があります**。なお、**経費の一部助成実施の可否については、横浜市会における2025年度予算の議決をもって確定します**。

※当該補助金とは別に他の機関又は制度における同様の趣旨の補助金の交付を受けているまたは交付されることが確定している場合は、当該補助金の交付の対象外とします。

## (2) 補助の対象となる経費

- ① 会員以外への出演料
- ② 会員以外の協力者（講師等）への謝礼
- ③ 本番会場および物品の利用料（ただし、事前会議等の会議室利用料は除く）
- ④ 印刷費（チラシ、プログラム等）
- ⑤ 通信運搬費（ただし、電話・Eメール・FAX 及びインターネット利用料（クラウド、ホームページ利用料等含む）は除く）
- ⑥ 保険料
- ⑦ 材料費及び事務用の消耗品費
- ⑧ 会場設営等の事業の実施に係る委託料
- ⑨ 手数料（チケット販売手数料、広告掲載料等）
- ⑩ 著作権使用料
- ⑪ その他、区長が必要と認める経費

## 申請書類

### 1 提出が必要な書類

(1) 緑・芸術文化活動支援事業参加申請書【第1号様式】

(2) 事業計画書【第2号様式】

※補助金の交付を申請する事業にあっては、審査会で評価の参考とするため、別紙様式も提出してください。

別紙1（子育て枠） 別紙2（インクルージョン枠） 別紙3（アマチュア枠）

別紙4（新進芸術家枠）

(3) 収支予算書【第3号様式】

(4) 団体概要書【第4号様式】

(5) 団体名簿（団体の主たる構成員）【第5号様式】

(6) 役員名簿【第6号様式】※法人の場合のみ

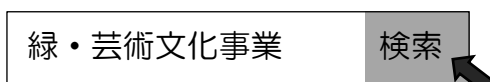
(7) 団体の規約、会則その他これらに類する書類

(8) 直近年の収支決算書など団体の運営、活動経費及び事業経費の収支内容がわかるもの

(9) 過去に実施したイベントの映像、音声データ、写真等、団体の活動や事業の内容がわかるもの ※提出いただいたDVD、CD、写真等は返却いたしませんのでご了承ください。

### 2 様式の入手方法

緑区役所ホームページからダウンロードいただけるほか、緑区地域振興課（区役所4階41番窓口）、緑区市民活動支援センターみどり一むで配布します。



## 申請方法

下記のいずれかの方法で、書類一式を緑区地域振興課生涯学習支援係までご提出ください。

- ① 郵送 ② 窓口持参 ③ メール（受信確認のため、メール送信後に必ずお電話をお願いします。） ※連絡先は1頁の「申請・問合せ」を参照してください。

## 申請締切

イベント実施時期	申込締切
2025年度上半期（2025年4月1日～2025年9月30日）に実施するイベント	<b>【受付終了】</b>
2025年度下半期（2025年10月1日～2026年3月31日）に実施するイベント	2025年1月10日（金）

**締切を過ぎての申請受付や提出書類の修正等はできませんので、十分な余裕を持って申請して下さい。**

## 申請から事業終了までの流れ

申請のあったイベントについては、審査会において書類審査を行った上で、参加の可否を決定します。

手続き内容		スケジュール	
申請者	区役所	上半期実施のイベント	下半期実施のイベント
申請書類の提出		<b>【受付終了】</b>	1/10まで
	審査会による書類審査後、参加の可否を通知	2024年9月頃	2025年3月頃
	施設の優先予約	開催日による	
	補助金交付予定金額の通知 ※補助金対象事業の場合	2025年3月頃	
広報よこはま緑区版の原稿提出		掲載希望月の3か月前の月末まで	
広報誌、チラシ等での広報活動		随時	
イベント開催		開催日による	
事業実施報告書等の提出		終了後速やかに	

※補助金対象の事業については、2025年4月以降に別途交付のための手続きが必要です。

